

平成27年度社会保障関係予算のポイント(概要)

- 消費税増収分(1.35兆円)等を活用し、27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせ、待機児童解消加速化プランや放課後児童クラブの充実等を推進。また、介護職員の処遇改善や基金による医療介護の基盤整備、認知症対策の充実、国民健康保険の財政対策の充実、難病対策の充実など医療・介護サービスの提供体制改革を推進。
- 介護サービス料金(介護報酬)について、介護職員の処遇改善(月+1.2万円相当)や良好なサービスに対する加算を行いつつ全体としては引下げ、介護保険料の上昇を抑制、利用者負担を軽減(改定率:▲2.27%)。また、協会けんぽの国庫補助の見直し(国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置)、生活保護の適正化を行うなど、社会保障の「自然増」を徹底して見直し。

(単位: 億円)

	26年度	27年度	26年度→27年度 増減
社会保障関係費	305,266	315,297	+10,030(+3.3%) (うち、社会保障の充実・公経済+5,826億円)
恩給関係費	4,443	3,932	▲511(▲11.5%)

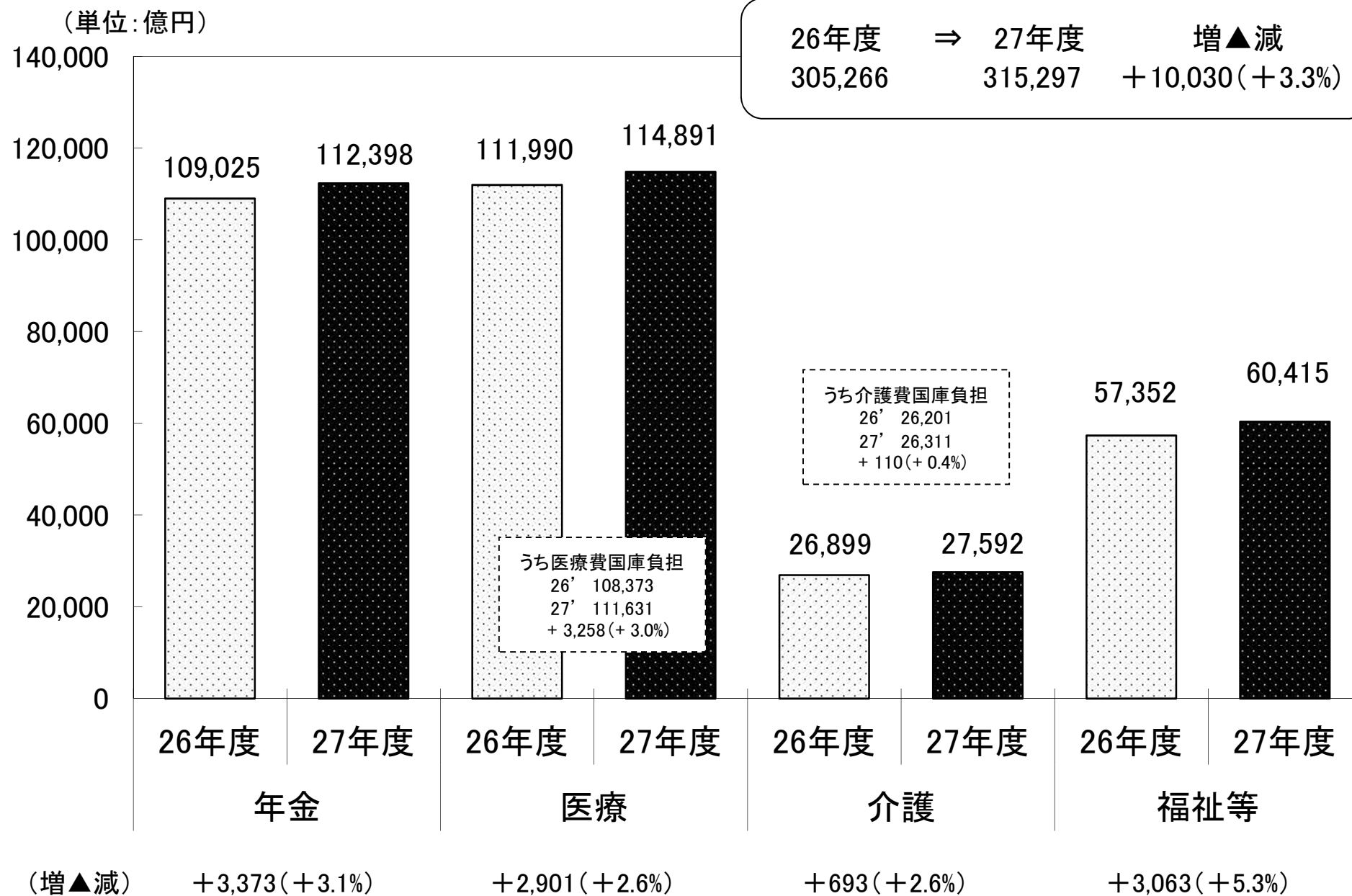
(注) 社会保障関係費の26年度予算は、比較対照のため組替え掲記している。

平成27年度社会保障関係予算のポイント

平成27年1月

宇波主計官
彦谷主計官

平成27年度 社会保障関係費の姿



(注) 26年度予算額は27年度との比較対照のため組替え掲記している。

平成27年度社会保障関係予算

(単位:億円)

	平成26年度	平成27年度	増△減
一般会計歳出(A)	958,823	963,420	(0.5%) 4,596
うち			(0.4%)
基礎的財政収支対象経費	726,121	728,912	2,791
うち			(1.6%)
除く地方交付税交付金等(B)	564,697	573,555	8,858
うち			(3.3%)
社会保障関係費(C)	305,266	315,297	10,030
年金医療介護 保険給付費	225,501	231,107	(2.5%) 5,606
(うち)			(3.1%)
年金	107,724	111,116	3,392
医療	91,576	93,680	(2.3%) 2,104
介護	26,201	26,311	(0.4%) 110
生活保護費	29,222	29,042	(△ 0.6%) △ 180
社会福祉費	44,627	48,591	(8.9%) 3,964
保健衛生対策費	4,093	4,876	(19.1%) 784
雇用労災対策費	1,824	1,681	(△ 7.9%) △ 143
(C)／(A)	31.8%	32.7%	
(C)／(B)	54.1%	55.0%	
うち			(△ 11.5%)
恩給関係費(D)	4,443	3,932	△ 511
(C+D)／(A)	32.3%	33.1%	
(C+D)／(B)	54.8%	55.7%	

(注1)計数はそれぞれ四捨五入している。

(注2)26年度予算額は27年度との比較対照のため組替え掲記している。

社会保障関係予算のポイント

27年度予算編成の基本的な考え方

- ◎ 消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化を図るとともに、社会保障制度の持続性確保のため、メリハリをつけながら「自然増」の徹底した見直しを行う。
1. 27年度の消費税増収分 8.2兆円（国・地方、26年度 5兆円程度）についてすべて社会保障の充実・安定化に向ける。
 - ① まず、基礎年金国庫負担割合 2分の1の引上げに 3.02兆円を充てる。
 - ② その上で、消費税増収分（1.35兆円）と社会保障制度改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果（0.14兆円）を活用して、社会保障の充実（公費 1.36兆円、国費 0.68兆円）と簡素な給付措置（国費 0.13兆円）を一体として措置する。
1.36兆円の充実の中で、27年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて27年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」を全て実施するために必要な予算措置を行うとともに、医療介護提供体制の改革の推進に必要な事項について重点的な予算措置を行う。
 2. 介護サービス料金（介護報酬）については、①介護保険料の上昇を抑制する、②サービス利用者の負担を軽減する、③介護職員の給料を引き上げる、④介護事業者の安定的経営を確保する、との観点を踏まえ、必要な改定を行う。（改定率 ▲2.27%）
障害福祉サービス等料金（障害福祉サービス等報酬）については、制度創設以降 10年が経過していないこと等を踏まえつつ、福祉・介護職員の給料の引上げなど、必要な改定を行う。（改定率±0%）
 3. その他、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、住宅扶助・冬季加算などの生活保護の見直しを行う。
 4. 平成 27年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき生活困窮者に対する自立支援を強化（400億円（新規））するほか、医療分野の研究開発予算において日本医療研究開発機構への重点化を図る。

（注）医療分野の研究開発予算の重点化は科学技術振興費等における対応

（単位：億円）

項 目	26年 度	27年 度	26'→ 27'増 減
社会保障関係費	305,266	315,297	+10,030 (+3.3%) （うち、社会保障の充実・公経済+5,826億円）
恩給関係費	4,443	3,932	▲511 (▲11.5%)

I. 消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化

(1) 社会保障の安定化

基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への引上げの恒久化 (30,214 億円 (※))

(※) 社会保障関係費 : 26,450 億円

共済組合等 : 873 億円

年金特例公債元利償還費 : 2,891 億円

(2) 社会保障の充実 (公費 13,620 億円、うち国費 6,786 億円)

(子ども・子育て支援) 公費 5,189 億円 (うち国費 2,392 億円)

① 子ども・子育て支援新制度の実施 (公費 4,844 億円、うち国費 2,195 億円)

平成 27 年 4 月からの新制度の実施に向けて、27 年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」(*) を全て実施。

(1) 「量的拡充」(公費 3,027 億円、うち国費 1,242 億円)

- ・ 保育の受け皿 + 約 28 万人 (25・26 年度 + 約 20 万人、27 年度 + 約 8 万人)

【保育の受け皿 225 万人に対し 29 年度までに +40 万人】

- ・ 放課後児童クラブの受入児童数 + 約 20 万人 (90 万人 ⇒ 110 万人)

【受入児童数 90 万人に対し 31 年度までに +30 万人】

(2) 「質の改善」(公費 1,817 億円、うち国費 953 億円)

- ・ 保育士、幼稚園教諭の処遇改善 (+3%)
- ・ 職員配置の改善 (3 歳児 20 : 1 ⇒ 15 : 1) 等

(*) 子ども・子育て会議において「0.7 兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の改善」事項を全て実施することとし、27 年度の所要額を計上。

② 社会的養護の充実 (公費 283 億円、うち国費 142 億円)

民間児童養護施設等職員の処遇改善 (+3%) や職員配置の改善等の実施。

③ 育児休業中の経済的支援 (公費 62 億円、うち国費 56 億円)

(うち社会保障関係費 55 億円)

育児休業給付の給付率の引上げ (最初の 6 月間 50% → 67%) (26 年度から実施)。

(医療分野)

① 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充 (公費 612 億円 (全額地方費))

(国民健康保険料の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象者の拡大。26 年度から実施)

② 国民健康保険への財政支援の拡充 (公費 1,864 億円、うち国費 1,032 億円)

国民健康保険が抱える財政上の構造的な問題に対する対応。

- ・ 財政力の弱い保険者への支援制度 (保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援制度) の拡充 (公費 1,664 億円、うち国費 832 億円)

- ・ 予期しない給付増等に備え都道府県に財政安定化基金を創設

(公費 200 億円 (全額国費))

③ **地域医療介護総合確保基金による医療提供体制改革の推進**

(公費 904 億円、うち国費 602 億円)

医療介護総合確保推進法に基づく基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援。

(介護分野)

① **介護職員の処遇改善 (公費 784 億円、うち国費 396 億円)**

介護サービス料金 (介護報酬) 改定において、月額 +1.2 万円相当を新たに措置。これまでの取組 + 3 万円相当とあわせて +4.2 万円相当の処遇改善を実現。

② **良好なサービスを提供する事業所等への配慮**

(公費 266 億円、うち国費 135 億円)

介護サービス料金 (介護報酬) 改定において、中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に加算を行って配慮。

③ **地域医療介護総合確保基金による介護施設等の整備、介護人材の確保**

(公費 724 億円、うち国費 483 億円)

医療介護総合確保推進法に基づく基金を活用し、介護施設等の整備を進めるほか、介護人材の確保に向けて必要な事業を支援。

④ **認知症施策の推進など地域支援事業の充実 (公費 236 億円、うち国費 118 億円)**

認知症施策や在宅医療・介護連携の推進など地域支援事業の充実。

⑤ **介護 1 号保険料の低所得者保険料軽減強化 (公費 221 億円、うち国費 110 億円)**

介護保険の 1 号保険料について、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得高齢者の保険料軽減を強化。

まず、平成 27 年 4 月より、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者 (65 歳以上の約 2 割) を対象として負担軽減 (5 割軽減⇒55%軽減) を実施。

(注) 消費税率 10% 引上げ時 (平成 29 年 4 月) において、市町村民非課税世帯全体 (65 歳以上の約 3 割) を対象として、更なる負担軽減を実施。

この介護保険料軽減の更なる負担軽減措置、低所得者への年金福祉的給付及び年金受給資格期間の短縮については、後期高齢者の保険料軽減特例を原則的に本則に戻すこととあわせて、消費税率 10% 引上げ時 (平成 29 年 4 月) に実施。

(年金分野)

○ **遺族基礎年金の支給対象範囲の父子家庭への適用拡大 (公費 20 億円 (全額国費))**

遺族基礎年金の支給対象範囲をこれまでの母子家庭等に加え、父子家庭にも拡大 (26 年度から実施)。

(3) 消費税率引上げに伴う低所得者に対する逆進性対策

(国費 1,320 億円、別途事務費 373 億円)

税制抜本改革法に基づく逆進性対策として、低所得世帯(注)に対する簡素な給付を支給(27年10月から1年間の低所得世帯の食料品費に係る消費税率引上げ相当分(+3%分)として1人6千円)。

(注)住民税非課税世帯対象者約2,200万人

(4) 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増加への対応

消費税率引上げに伴う年金の物価・賃金スライドへの対応(公費1,018億円)等を行う。

(公費3,537億円、うち国費2,651億円(26年度:公費2,318億円、うち国費1,540億円))

II. 地域包括ケアシステムの構築(介護)

① 介護サービス料金改定

平成27年度の介護サービス料金(介護報酬)改定は、介護保険料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減、介護職員の給料の引上げ、介護事業者の安定的経営の確保、という4つの視点を踏まえ、次のとおりとする。

- 改定率 ▲2.27%
 - ・ 介護職員処遇改善加算の拡充(月+1.2万円相当) +1.65%
 - ・ 中重度の要介護者や認知症高齢者に対して良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に対する加算 +0.56%
 - ・ 収支状況(注1)などを踏まえた適正化等 ▲4.48%(注2)

(注1) 26年度経営実態調査結果に基づく全介護サービスの収支差率加重平均: +7.8%

(注2) 27年度予算影響額: ▲1,100億円程度

サービス毎の介護サービス料金(介護報酬)の設定においては、各サービスの収支状況、施設の規模、地域の状況等に応じ、メリハリをつけて配分を行う。

また、介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

(参考) 介護サービス料金(介護報酬)改定による介護費用の減少がもたらす国民負担軽減効果(平年度ベース)は▲0.24兆円程度(保険料▲0.10兆円、利用者負担▲0.02兆円、国費▲0.06兆円、地方費▲0.06兆円)

あわせて、介護サービス料金（介護報酬）の外枠で次の②及び③の措置を講ずる。

- ② **地域医療介護総合確保基金による介護施設の整備、介護人材の確保**
(公費 724 億円、うち国費 483 億円)【再掲】
- ③ **認知症施策の推進など地域支援事業の充実**
(公費 236 億円、うち国費 118 億円)【再掲】

Ⅲ. 医療保険制度改革・医療提供体制改革の推進（一部再掲）

(1) 医療保険制度改革の推進

次期通常国会に提出予定の医療保険制度改革関連法案において、国民健康保険の財政基盤安定化・財政運営責任の都道府県移行、医療費適正化計画の見直し、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置、負担の公平化等の医療保険制度改革を着実に進める。

平成 27 年度予算等において、これらの改革を推進する観点から、関連する措置を講ずる。

① 国民健康保険への財政支援の拡充

(公費 1,864 億円、うち国費 1,032 億円)【再掲】

国民健康保険が抱える財政上の構造的な問題に対する対応

- i) 保険者支援制度を拡充（公費 1,664 億円、国費 832 億円）
- ii) これに加えて、更なる公費投入を平成 27 年度から実施（都道府県への財政安定化基金の創設に公費 200 億円（全額国費））

※ ii) については段階的に拡充し、平成 29 年度に満年度化の額として約 1,700 億円を措置。29 年度以降の具体的な用途は以下のとおり。

- ・ 国による財政調整機能の強化
- ・ 自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・ 医療費の適正化に向けた取組等に対する支援
- ・ 財政安定化基金による財政リスクの分散・軽減等

② 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入等（国費▲604 億円、国費 109 億円）

- ・ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分（現行：3 分の 1）を段階的に引上げ。
平成 27 年度：2 分の 1（国費 ▲604 億円）
平成 28 年度：3 分の 2（国費 約▲1,200 億円）
平成 29 年度：全面総報酬割（国費 約▲2,400 億円）
- ・ 同時に、被用者保険者の負担に対応する観点から、平成 27 年度から高齢者医療運営円滑化補助金等を段階的に拡充し、前期高齢者納付金の拠出金負担が重い被用者保険者の負担を軽減。（27 年度：国費 109 億円、29 年度に 700 億円）

③ 協会けんぽに対する国庫補助の安定化と財政特例措置（国費▲461億円）

協会けんぽについて、国庫補助率を当分の間 16.4%と定め、その安定化を図る。ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じる。（平成 27 年度：▲461 億円）

【参考】負担の公平化等 ※医療保険制度改革法案等で決定。財政影響は平成 28 年度以降。

- 入院時食事療養費等の見直し
入院時の食事代（現行：1食 260 円）について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、食材費相当額に加えて、調理費相当額の負担を求めることとし、平成 28 年度から 1食 360 円、平成 30 年度から 1食 460 円へ段階的引上げ。（低所得者、難病・小児慢性特定疾病患者は据置き。）
- 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し
所得水準の高い国保組合の国庫補助を平成 28 年度から 5 年かけて段階的に見直し（所得水準に応じて 13%～32%の補助率）。
所得水準の低い国保組合の国庫補助には影響が生じないようにするため、調整補助金の総額を医療給付費等の 15.4%まで段階的に増額。
- 後期高齢者の保険料特例軽減（予算措置）の見直し
後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小する。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成 29 年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとする。激変緩和措置の具体的な内容については、今後検討し結論を得る。

（2）医療提供体制改革の推進

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、医療機能の分化・連携、地域包括ケアシステムの構築を目指す法改正が今年の通常国会で行われた。この改正を受け、都道府県が地域医療構想や医療計画を策定し、各都道府県の目指すべき医療の将来像を示した上で、それに向けて医療提供体制の改革を推進する。平成 27 年度予算においても、これらの改革を推進する観点から、関連する措置を講ずる。

- 地域医療介護総合確保基金による医療提供体制改革の推進
（公費 904 億円、うち国費 602 億円）【再掲】

医療介護総合確保推進法に基づく基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援。

- 地域における医療・介護の連携強化の調査研究 0.4 億円（新規）
退院等により医療保険から介護保険へ移行した患者等について、レセプト分析等を通じて実態把握、課題分析等を実施。
- 地域医療構想作成のための研修の実施 0.1 億円（新規）
都道府県が実効性のある地域医療構想（ビジョン）を作成できるよう、都道府県庁において全体を統括する者等を対象とした研修を実施。

IV. その他各歳出分野における取組（一部再掲）

（1）医療

- ① **医療費国庫負担 111,631 億円（26 年度：108,373 億円）**
 - ・ 協会けんぽに対する国庫補助の安定化と財政特例措置。
(平成 27 年度：▲461 億円)【再掲】
- ② **医療保険者による予防健康管理の推進**
 - データヘルスの効果的な実施の推進 8 億円（26 年度：8 億円）
データヘルス計画を策定した医療保険者が実施している先進的な保健事業のうち、特に効果がある事業について横展開等を図る。
 - 歯科口腔保健の推進 6 億円（26 年度：5 億円）
医療保険者が実施する歯科口腔保健事業の効果的な実施方法及び好事例の普及・啓発等について支援を行う。
 - 糖尿病性腎症患者の重症化予防等 5 億円（26 年度：5 億円）
医療保険者による、医療機関と連携した糖尿病性腎症患者の重症化予防を実施するとともに、後発医薬品の使用促進について取組を徹底する。
 - 重複頻回受診者に対する訪問指導 2 億円（26 年度：1 億円）
重複・頻回受診者等に対して、保健師・薬剤師等による訪問指導を実施することにより、適正受診の促進等を図る。
- ③ **安心で質の高い医療サービスの確保**
 - 救急医療体制の整備 医療提供体制推進事業費補助金 134 億円の内数等（26 年度：151 億円の内数等）
救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センターなどを支援。

- へき地保健医療対策の推進 38 億円（26 年度：38 億円）
へき地・離島での医療提供体制の確保を図るため、総合的な企画・調整を行うへき地医療支援機構の運営や、へき地診療所への代診医の派遣、無医地区等で巡回診療を行うへき地医療拠点病院の運営等について必要な支援を実施。
- 医療事故調査制度の実施 5 億円（新規）
医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止のための普及啓発等を行うことにより医療の安全の確保に資する民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）の設立等に必要な経費を支援する。
- 専門医に関する新たな仕組みの構築に向けた支援 3 億円（26 年度：3 億円）
専門医に関する新たな仕組みが円滑に構築されるよう、総合診療専門医や小児科、救急等の専門医で地域医療に配慮した養成プログラムの作成支援等を行う。

④ がん対策

- 女性の健康支援の充実のためのがん検診 12 億円（新規）
がん検診受診率 50%の目標達成に向けて、子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券の配布や受診勧奨等の取組を推進する。

⑤ 医療分野の研究開発関連予算の重点化 1,248 億円（26 年度：1,215 億円）

＜科学技術振興費等における対応＞

（注）予算額は、厚生労働省、文部科学省及び経済産業省の合計額。

医療分野の研究開発について、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一体的に行うため、「日本医療研究開発機構」を設立し（27 年 4 月）、同機構に集約する医療分野の研究開発関連予算の重点化を図る。（詳細は別紙参照）

（注）このほか、インハウス研究機関経費 723 億円。

（2）介護

① 介護給付費国庫負担金等 26,311 億円（26 年度：26,201 億円）

- ・ 介護サービス料金（介護報酬）改定 改定率▲2.27%【再掲】

② 認知症疾患医療センター運営事業 6 億円（26 年度：5 億円）

認知症に対し、進行予防や地域生活の維持等に必要な医療を提供できる医療機関を確保。

(3) 生活困窮者に対する支援の強化と生活保護制度の見直し

① 生活困窮者の自立支援 400 億円 (新規)

平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施。生活保護受給者支援策等と連携し、生活困窮者の自立の促進を図る。

(注) 主な事業の内訳 (合計 400 億円 (事業費 : 612 億円))

自立相談支援事業 (必須事業) 136 億円 (事業費 : 182 億円)

住居確保給付金 (必須事業) 64 億円 (事業費 : 86 億円)

就労準備支援事業 (任意事業) 35 億円 (事業費 : 53 億円)

学習支援事業 (任意事業) 19 億円 (事業費 38 億円) 等

② 生活保護費負担金 28,635 億円 (26 年度 : 28,823 億円)

○住宅扶助基準及び冬季加算の見直し

- ・ 住宅扶助基準について、各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえた見直しを実施。(財政効果▲32 億円 (27 年度)。平年度 (30 年度) ベース▲185 億円)
- ・ 冬季加算について、一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえた見直しを実施。(財政効果▲34 億円)

○更なる適正化の推進

- ・ 各地域の実情を踏まえた就労支援促進計画の策定など、生活保護受給者に対する就労支援の充実を図る。
- ・ 自治体における後発医薬品使用促進計画の策定等の取組を通じ、医療扶助の更なる適正化を推進。

(4) 子育て支援

① 「待機児童解消加速化プラン」等の推進

○待機児童の解消に向けた保育所等の整備 754 億円 (*)

29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保するため、26 年度補正予算と合わせ、27 年度において+約 8 万人分の保育所等を整備。

(注 1) 待機児童解消加速化プランに基づく保育所等の整備量

25 年度 : +約 7 万人 26 年度 (見込み) : +約 12 万人

(注 2) 27 年度整備分のうち+約 1 万人分を 26 年度補正予算において前倒し (120 億円) することにより早期に保育の受け皿を確保。

(*) 26 年度は安心こども基金の内数 (1,301 億円) として実施。

○保育士確保に向けた取組 65 億円 (新規)

「保育士確保プラン」に基づき、保育士資格取得のための修学資金の貸付や離職保育士に対する再就職支援等による保育士確保対策を実施。

② **妊娠・出産包括支援事業の展開 17 億円（26 年度：8 億円）**

妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を実施するため、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を整備するとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業等により切れ目のない支援を実施。

③ **子育て世帯に対する臨時特例給付措置**

587 億円（給付費 489 億円、事務費 98 億円）

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯（平成 27 年 6 月分の児童手当の受給者及び要件を満たす者）に対し、臨時特例措置として、対象児童一人につき 3,000 円を支給（対象児童 1,630 万人）。

（5）年金

○ **年金国庫負担 112,398 億円（26 年度：109,025 億円）**

年金改定率を +1.0% と見込んで、27 年度の所要額を計上。

（注）実際の改定率は、26 年の消費者物価指数が公表される 27 年 1 月末に確定。

（6）雇用

① **雇用保険国庫負担 1,450 億円（26 年度：1,527 億円）**

（参考）国庫負担割合：本則 1/4（現在は暫定措置で $1/4 \times 55/100$ ）

② **女性の活躍推進 <労働保険特別会計における対応>**

○女性の活躍促進に取り組む企業への支援の充実 2 億円（26 年度：1 億円）

女性の活躍に向けた目標を設定して取組を行い、目標を達成した企業に対して助成金を支給。

○育児休業給付における給付率の引上げ（最初の 6 月間について、50%→67%）を引き続き実施。（再掲） 55 億円（26 年度：55 億円）

③ **雇用・セーフティネットの整備**

○最低賃金の引上げのための環境整備 24 億円（26 年度：28 億円）

事業所内の最低時間給の 800 円以上への引上げを目指す中小企業・小規模事業者に対し、労働能率の増進等に資する取組（就業規則の作成、設備の導入等）を助成するなどの支援を実施。

(7) 障害者支援等

① 自立支援給付（障害福祉サービス） 9,330億円（26年度：9,072億円）

障害児施設給付費・障害児相談支援給付費 945億円（26年度：737億円）

平成27年度障害福祉サービス等料金（障害福祉サービス等報酬）改定は、小規模な事業所が多いこと、制度創設以降10年が経過していないこと等に鑑み、改定率を±0%とする。

この中で、サービス毎の障害福祉サービス等料金（障害福祉サービス等報酬）の具体的な設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充（改定率+1.78%相当）を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

② 地域生活支援事業 464億円（26年度：462億円）

障害児・者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地方公共団体において、障害者の社会参加支援や、手話通訳者の派遣等の意思疎通支援など、地域の特性等に応じた事業を効果的・効率的に実施。

③ 就労支援の推進（就労移行等連携調整事業） 1億円（新規）

適切なアセスメントや支援機関の連携を通じて、特別支援学校卒業生等の障害者の就労移行等を支援。

(8) 水道施設等の耐震化の推進

大規模災害の発生に備え、水道施設等の耐震化を推進するための新たな交付金を創設（50億円）するとともに、水道事業体の運営基盤強化を図るため、広域化への取組を推進。

308億円（26年度：258億円）

<一部公共事業関係費における対応>

（注）新たな交付金は、26年度補正予算においても215億円計上。

(9) 復興

① 被災地域における地域医療の再生支援 172億円

被災地における医療提供体制の再構築を図るため、地域医療再生基金を積み増し、医療機関の復興に向けた取組を推進する。

② 雇用の確保

○震災等対応雇用支援事業の実施期間の延長等 107億円

被災者の一時的な雇用の確保、生活の安定を図るため、自治体による直接雇用又は民間企業への委託により雇用を創出する震災等対応雇用支援事業の基金を積み増し、実施期間を1年延長。

○事業復興型雇用創出事業の実施期間の延長等 122億円

被災地での安定的な雇用の創出を図るため、産業政策と一体となって雇用面からの支援等を行う事業復興型雇用創出事業の基金を積み増し、実施期間を1年延長。

(10) その他

① 危険ドラッグ対策の推進 3億円(26年度:1億円)

危険ドラッグの販売を実態的に抑えこんでいくため、検査命令や販売停止命令を積極的に実施するため、国立医薬品食品衛生研究所の分析体制の強化、民間検査機関への分析業務の委託などを進める。

② 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦後 70 周年を迎えることを踏まえ、国として弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を交付国債により支給(年5万円。償還は28年度以降)。

参考資料

※計数については、精査の結果、異動を生ずる場合がある。

消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化について

厚生労働省資料
を基に作成

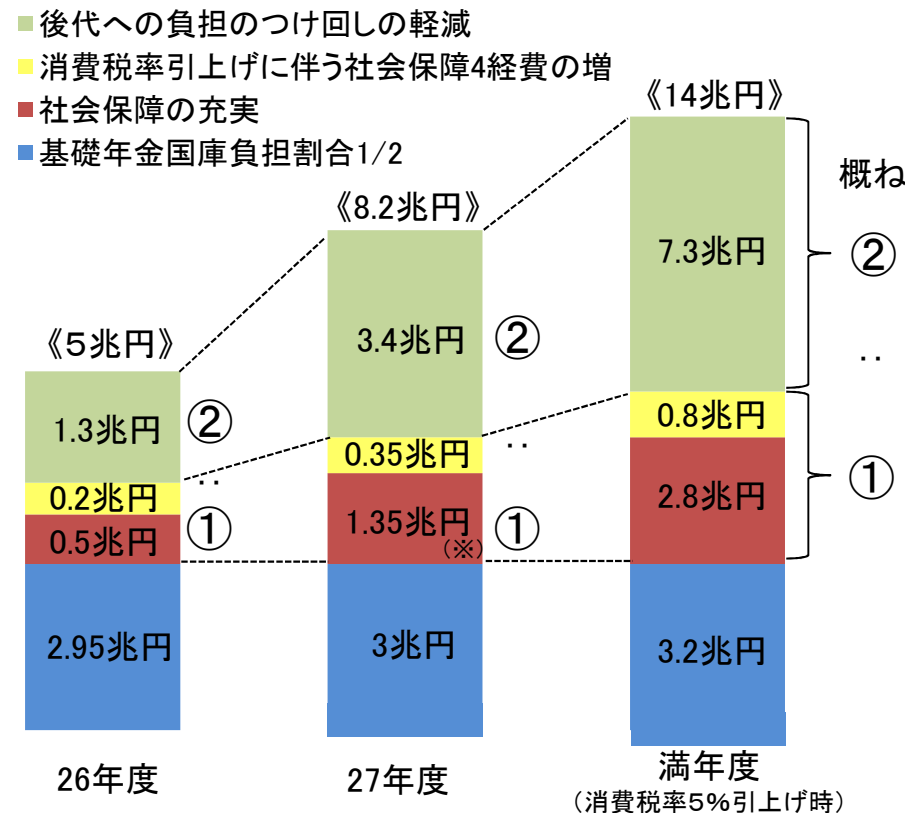
- 消費税率引き上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成27年度の増収額8.2兆円については、
 - ①まず基礎年金国庫負担割合2分の1に3兆円を向け、
 - ②残額を満年度時の
 - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増」と
 - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

〈27年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○基礎年金国庫負担割合2分の1 (平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)	3兆円
○社会保障の充実 ^(※) ・子ども・子育て支援の充実 ・医療・介護の充実 ・年金制度の改善	1.35兆円
○消費税率引き上げに伴う社会保障4経費の増 ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増	0.35兆円
○後代への負担のつけ回しの軽減 ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費	3.4兆円

(参考) 算定方法のイメージ

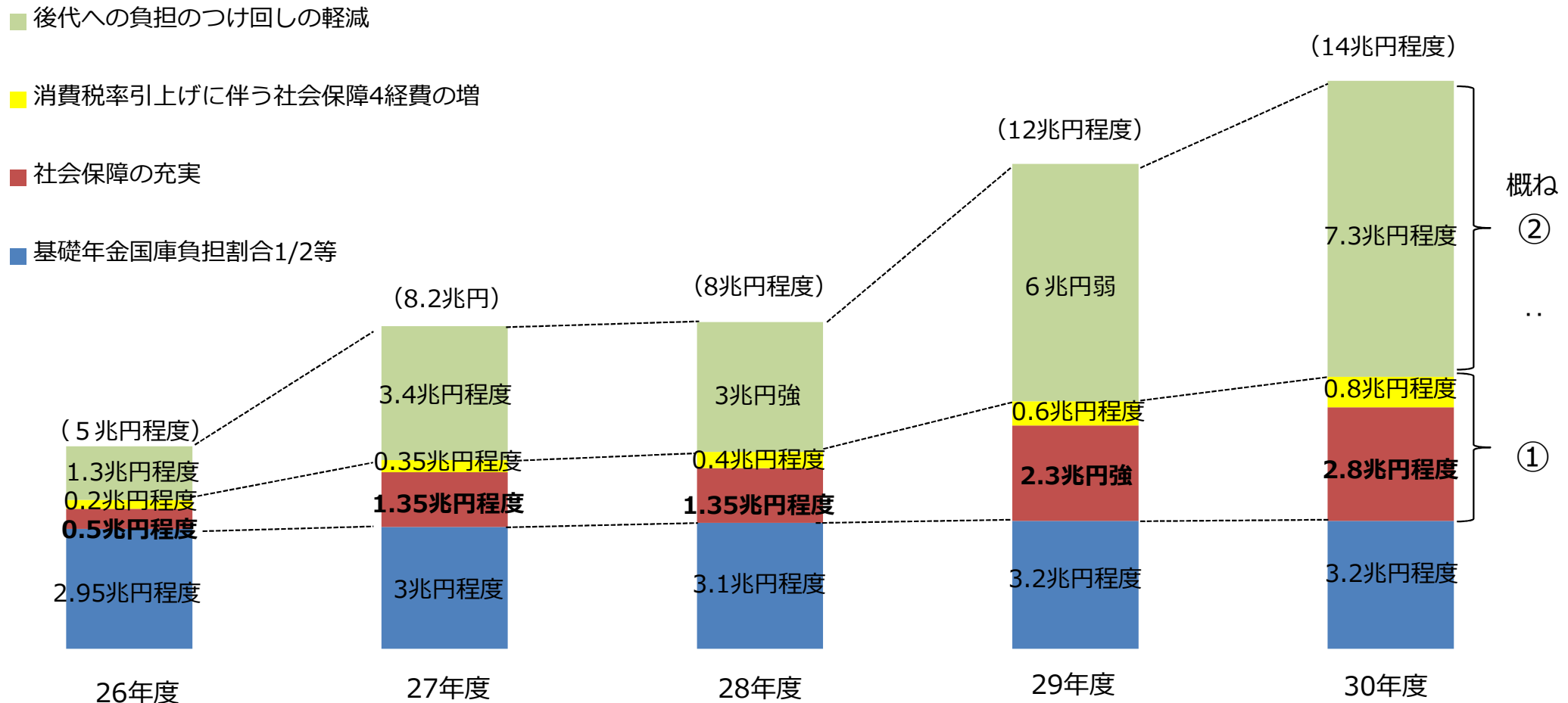


(注) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(※) 消費税増収分1.35兆円と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、社会保障の充実1.36兆円と簡素な給付0.13兆円を措置。

消費税増収分の使途について

- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、税制抜本改革法に沿って消費税率が10%まで引き上げられた場合に消費税率1%分相当を社会保障の充実に向けるという社会保障・税一体改革の議論の前提とされてきた最終的な姿と、増収分をまず基礎年金国庫負担割合2分の1への引上げに充て、残余を社会保障の充実に安定化に向けるという考え方に則った場合、平成30年（2018年）度における「社会保障の充実に伴う消費税増収分の増」と「後代への負担のつけ回しの軽減」の比率は概ね1：2となる。
- 平成30年度までの間も同様の考え方に則り、消費税増収分を社会保障の充実に安定化に向ける。



(注1) 金額は公費ベース（国・地方の合計額）。なお、上記の金額は現時点における案であり、実際の金額は各年度の消費税収の動向等を踏まえて検討することになる。

(注2) 消費税増収分については、消費税率1%当たりの税収を28年度については2.7兆円、29年度及び30年度については2.8兆円とそれぞれ仮定し機械的に試算。

平成27年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成27年度 予算案 ^(注1)			(参考) 平成26年度 予算額	
		国分	地方分			
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195	2,649	2,915	
	社会的養護の充実	283	142	142	80	
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56	6	64	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	544
		・ 平成26年度診療報酬改定における消費税財源の活用分	392	277	115	353
		地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	—
	・ 消費税財源の活用による平成27年度介護報酬改定における介護職員の処遇改善等	1,051	531	520	—	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	236	118	118	43	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充	1,864	1,032	832	—
		被用者保険の拠出金に対する支援	109	109	0	—
		高額療養費制度の見直し	248	217	31	42
		介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	110	110	—
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等	2,048	894	1,154	298	
年金	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	20	20	0	10	
合 計		13,620	6,786	6,833	4,962 国:2,249 地方:2,713	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 上記の社会保障の充実(13,620億円)と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置」(1,320億円)について、消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲1,422億円、うち国分:▲1,143億円、地方分:▲279億円)を活用して財源を確保。

消費税率の8%への引上げによる社会保障充実策（1）

【子ども・子育て】・・・27年4月から子ども・子育て支援新制度を予定通り実施

✓ 待機児童を解消し、働きたい女性が働ける環境を整備

29年度末までに
保育の受け皿を
約40万人分増加
(27年度→約28万人に)

※約225万人⇒約265万人に増加

31年度末までに
放課後児童クラブ利用者
約30万人分増加
(27年度→約110万人に)

※約90万人⇒約120万人に増加

✓ 安心して子供を預けられる保育施設の充実

保育士等の職員の
人材確保・処遇改善

※保育士等の処遇改善
(平均+3%相当)

保育士等の職員を
より手厚く配置

※例:3歳児と職員の割合を
20:1⇒15:1

✓ 保護者のいない児童、被虐待児等への支援

児童養護施設等の職員の
人材確保・処遇改善

※児童指導員等の処遇改善
(平均+3%相当)

児童養護施設等の職員を
より手厚く配置

※例:子供と職員の割合
を5.5:1⇒4:1

【医療・介護】

✓ 住み慣れた地域内で患者の状態に応じた医療を提供



地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができよう、医療・介護を一体的に提供

医師、看護師等の
医療従事者の確保

患者の状態に応じた病床を整備

※急性期から慢性期まで病床をバランスよく整備、在宅医療も充実
※地域密着の小規模な介護施設の整備

✓ 住み慣れた地域や自宅での介護サービスを充実

介護職員の
人材確保・処遇改善

※介護職員の給与を月+1.2万円増加

認知症対策の推進

※認知症の方とその家族への生活支援を強化

消費税率の8%への引上げによる社会保障充実策（2）

✓ 国民健康保険等の保険料軽減の対象者を拡大

保険料(定額部分)の5割軽減対象及び2割軽減対象の範囲をそれぞれ拡大

対象者を
約**500万人**拡大

✓ 難病に悩む方々をより多く支援するため、 医療費支援の対象を拡大

【難病】(現行)56疾病 ⇒ 約300疾病 【小児慢性特定疾病】(現行)514疾病 ⇒ 約700疾病

助成の対象者が
約**80万人**増加

※平成27年度の推計受給者数と、平成23年度の受給者数との差

✓ 皆保険のセーフティネットである国保への財政支援の強化

平成30年度に国保の財政運営責任を市町村から都道府県に移行。県が地域医療の提供水準と標準保険料率を設定。

皆保険のセーフティ
ネットである国保の
財政基盤強化

消費税率10%引上げ時(平成29年4月)に完全実施。それまでの間一部実施(※)。

(※) 年金収入80万円以下の高齢者(650万人)を対象に、対象者1人当たり約月280円軽減。

✓ 介護保険の低所得者の保険料(1号)を軽減(約1,100万人)

世帯全員の市町村民税が非課税である高齢者の介護保険料額を軽減

対象者1人当たり
約**月1千円**軽減

※軽減対象者の従来の保険料は2.5~3.7千円程度

【年金】…消費税率10%引上げ時(平成29年4月)に実施

✓ 低所得の方の暮らしを支援(給付金の支給)

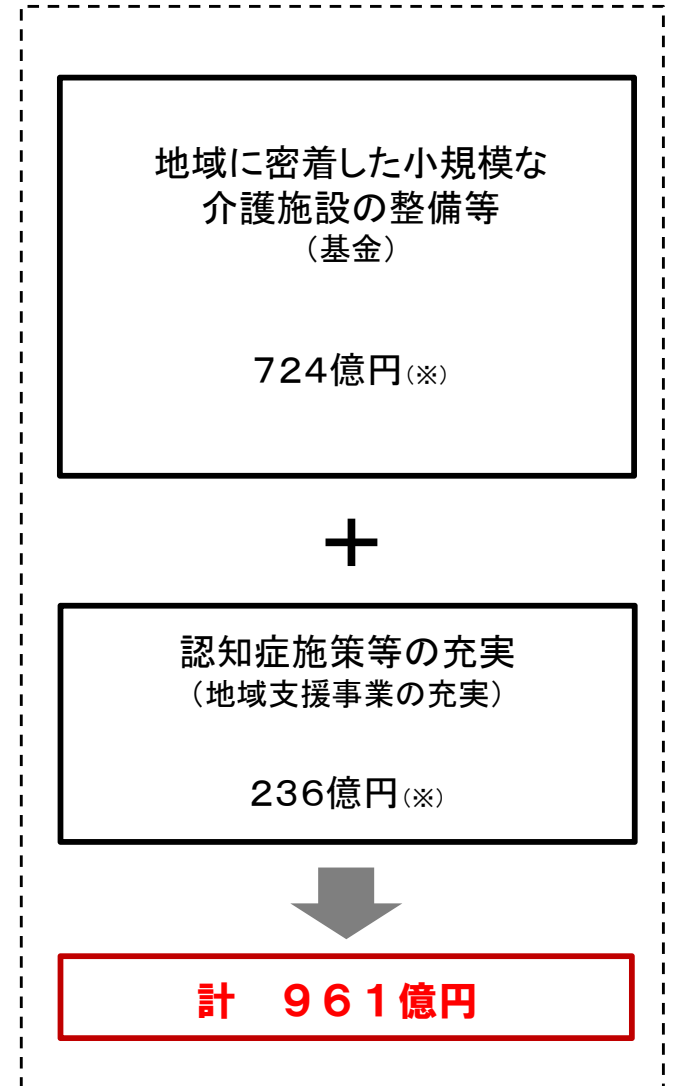
✓ 年金受給資格期間の短縮(25年⇒10年)

対象者1人当たり
月**5千円**等給付

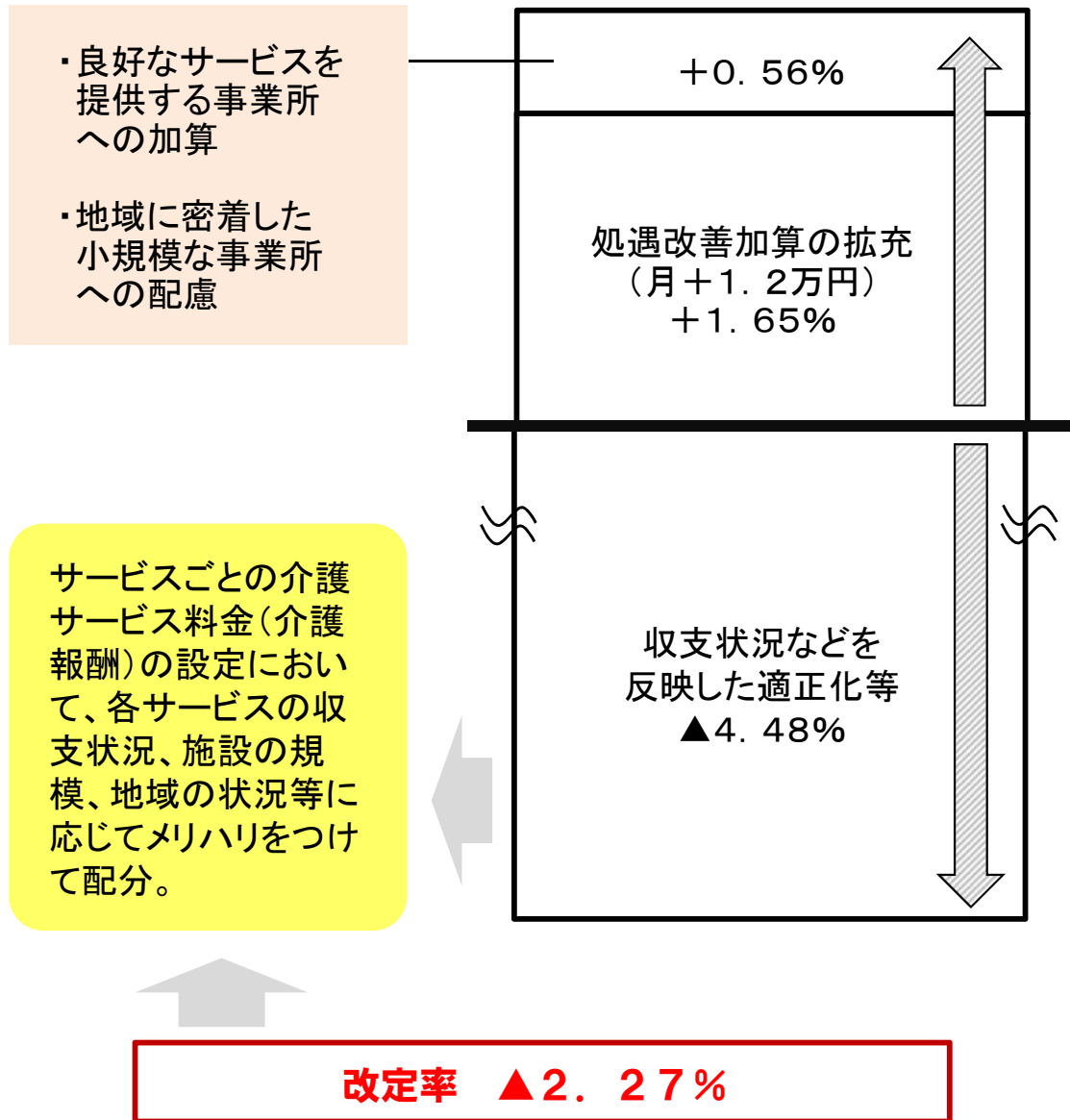
年金受給資格期間
25年→10年

歳出各分野における効率化等①(介護報酬)

介護サービス料金(介護報酬)の枠外で実施



※27年度予算額(国・地方計)



1. 介護保険料の上昇を抑制

○ 次期計画(H27~29)で予定されている約15%の介護保険料アップを抑制

【介護1号保険料(65歳以上)の見込み】 ※ 2号保険料(40~64歳)についても上昇の抑制が図られる。【約4,200万人】

	H27~29に見込まれる 保険料引上げ(自然増)	適正化等の 効果	保険料軽減の 一部実施(H27)	H27・28の 保険料	H29の保険料 (保険料軽減の完全実施)
基本 (本人非課税)	5,000円 ⇒ 5,800円	▲230円	—	5,550円程度	5,550円程度
第1・第2段階 (年金収入等80万円以下 約650万人)	2,500円 ⇒ 2,900円 (5割軽減)	▲110円	▲280円 (5%追加軽減)	2,500円程度 (5割5分軽減)	1,650円程度 (7割軽減: ▲1,100円)
特例第3段階 (年金収入等120万円以下)	3,750円 ⇒ 4,350円 (2割5分軽減)	▲170円	—	4,200円程度	2,800円程度 (5割軽減: ▲1,400円)
第3段階 (年金収入等120万円超)	3,750円 ⇒ 4,350円 (2割5分軽減)	▲170円	—	4,200円程度	3,900円程度 (3割軽減: ▲300円)

引上げを抑制
約15%アップ→約10%アップ
【約2,300万人】

低中所得者の保険料
約15%アップを抑制・回避
【約1,100万人】
→ 特に第1・2段階については27年度
の保険料を現行と概ね同水準
(2,500円程度)に維持

(注) 介護サービス料金(介護報酬)改定の影響や重点化・効率化策を勘案して財務省にて機械的に試算。なお、実際の保険料は保険者ごとに異なる点に留意が必要。

介護サービス料金改定(介護報酬改定)による介護費用の減少がもたらす国民負担軽減効果(平年度ベース)
→ ▲0.24兆円程度(保険料▲0.10兆円、利用者負担▲0.02兆円、国費▲0.06兆円、地方費▲0.06兆円)
(注) この他、重点化・効率化策による介護給付費の減少がもたらす国民負担軽減効果が▲0.16兆円程度あり、これを合すると全体で▲0.4兆円程度の効果。

2. 介護サービスの利用者負担を軽減

○ 利用者負担を平均2.27%軽減【約460万人】
(参考) 特養(ユニット型個室)入所者の利用者負担: 月額2.8万円 ※食費・居住費は除く

3. 介護職員の給料を引上げ

○ 介護職員処遇改善加算を拡充(月+1.2万円)【約140万人】 ※常勤換算職員数の推計値
→ これまでの取組(月+3万円程度)とあわせて、月+4.2万円程度を実現
→ 確実に処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行を厳格化

4. 介護事業者の安定的経営を確保

○ 安定的経営の確保に必要な利益率を確保(26経営実態調査を前提とした場合、平均4%程度の利益率を確保)【約19万事業所】
→ その際、良好なサービスを提供する事業所や地域に密着した小規模な事業所に配慮
○ 地域に密着した小規模な介護施設の整備等への補助(基金)、認知症施策など地域支援事業の充実で計961億円

※ 金額は公費ベース。

協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

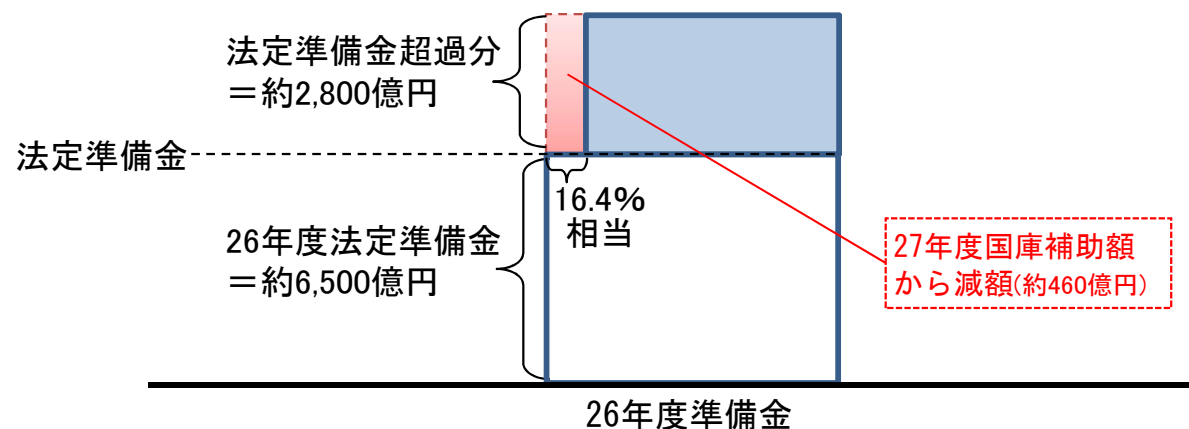
- 国庫補助率の特例措置が平成26年度までで期限切れとなる協会けんぽについて、**国庫補助率を当分の間16.4%と定め、その安定化を図る。**

ただし、現下の経済情勢、財政状況等を踏まえ、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に、**新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する特例措置を講じる。**

	本則規定(健康保険法)	附則規定
現 行	16.4%～20%の範囲内で政令で定める割合	当分の間 13% (22年度～26年度まで16.4%)
見直し後	13%～20%の範囲内で政令で定める割合	当分の間 16.4% (期限の定めなし)

特例的な対応

- 27年度の国庫補助は、法定準備金を超過する準備金の16.4%相当を減額。



(※)28年度以降は、法定準備金を超過する準備金残高がある場合において、さらに準備金が積み上がるときは、さらに積み上がる分の16.4%相当を翌年度の国庫補助から減額。(積み上がる分は、現在の保険料率・国庫補助率を基礎に計算)

国庫補助の見直し

- **協会けんぽが今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて、国庫補助率について検討し、必要があれば、措置を講じる。**

生活困窮者自立支援制度

- 最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るための生活困窮者自立支援制度が来年度より実施予定。

生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給(必須事業)

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金: **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: **国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業: **国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

平成27年度 医療分野の研究開発関連予算のポイント

- 健康・医療戦略推進本部の下で各省が連携し、医療分野の研究開発を政府一体で推進。
健康・医療戦略※1、医療分野研究開発推進計画※2の実現を図る。 ※1:平成26年7月 閣議決定
※2:平成26年7月 健康・医療戦略推進本部決定

	27年度決定	26年度当初	対前年度	
			増▲減額	増▲減率
日本医療研究開発機構対象経費	1,248億円 (文598、厚474、経177)	1,215億円 (文570、厚476、経169)	33億円	2.7%
インハウス研究機関経費	723億円 (文211、厚429、経84)	740億円 (文200、厚455、経85)	▲16億円	▲2.2%

➢ 上記経費に加え、内閣府に計上される「科学技術イノベーション創造推進費(500億円)」のうち35%(175億円)を医療分野の研究開発関連の調整費として充当見込み。

※ 精査により計数に異動が生じる場合がある。

主な取組

1. 医薬品・医療機器開発への取組

- ① オールジャパンでの医薬品創出 256億円<機構211億円、インハウス45億円>
- 新薬創出に向けた支援機能の強化を図るとともに、革新的医薬品等の開発を推進する。
 - 画期的なシーズの創出・育成に向けた研究開発の推進
 - 創業支援ネットワークの支援機能の強化
 - 官民共同によるレギュラトリーサイエンスの推進
- ② オールジャパンでの医療機器開発 145億円<機構>(一部再掲)
- 医療ニーズに応える医療機器開発とその支援体制を整備する。
 - 医工連携による医療機器開発(医療機器開発支援ネットワーク構築)
 - 日本発、国際競争力の高い機器開発

2. 臨床研究・治験への取組

- 革新的医療技術創出拠点プロジェクト 106億円<機構>
- シーズへの支援を基礎研究段階から実用化までシームレスに実施できる拠点を医療法の成立も踏まえ強化・充実を図るとともに、革新的医療技術の実用化を促進する。
 - 拠点における人材育成・安全対策
 - 国際水準の臨床研究等の実施に対する研究

3. 世界最先端の医療の実現に向けた取組

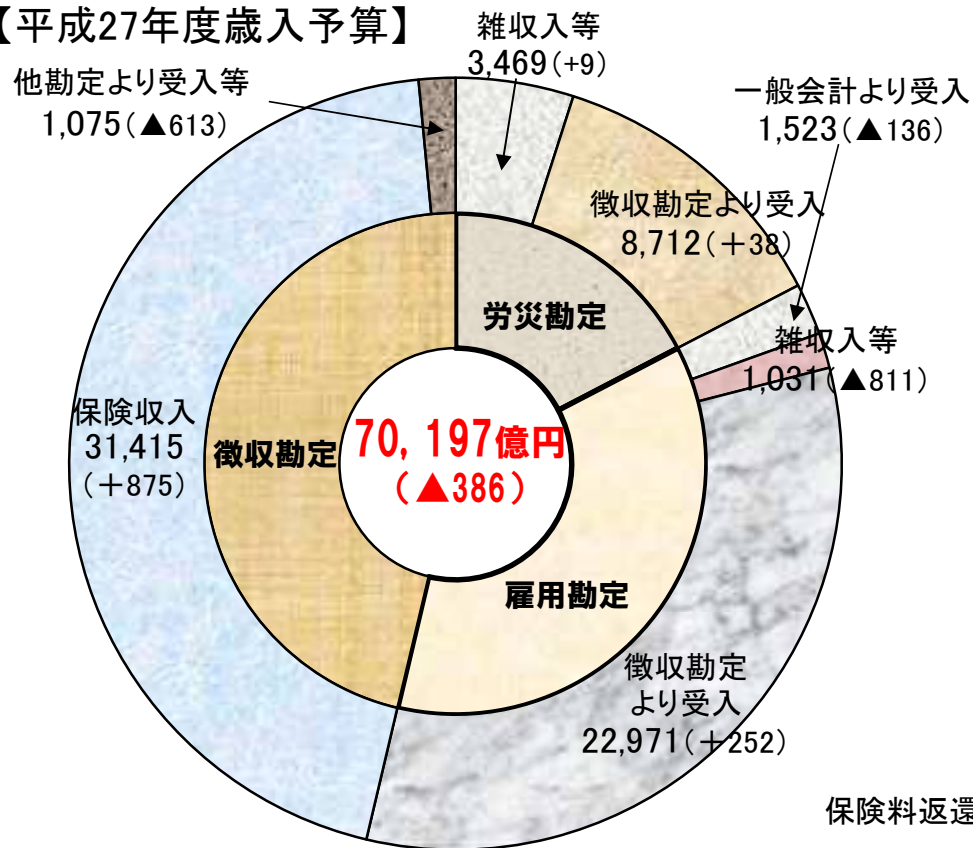
- ① 再生医療の実現化ハイウェイ構想 143億円<機構>
- 平成27年度末までに更なる研究課題の臨床研究段階への移行を目指すとともに、再生医療等製品開発を促進する。
 - 臨床研究段階への移行(対象疾患の例:パーキンソン病、心不全、血小板減少症)
 - iPS細胞の分化のしやすさの評価手法等の開発
- ② 疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト 74億円<機構59億円、インハウス16億円>
- 臨床応用に向けたバイオバンク・ジャパンと国立高度専門医療研究センター等との共同研究を推進する。
 - 疾患の発症原因や薬の治療反応性等に関する共同研究
 - 国立高度専門医療研究センターにおける臨床研究・治験

4. 疾病領域ごとの取組

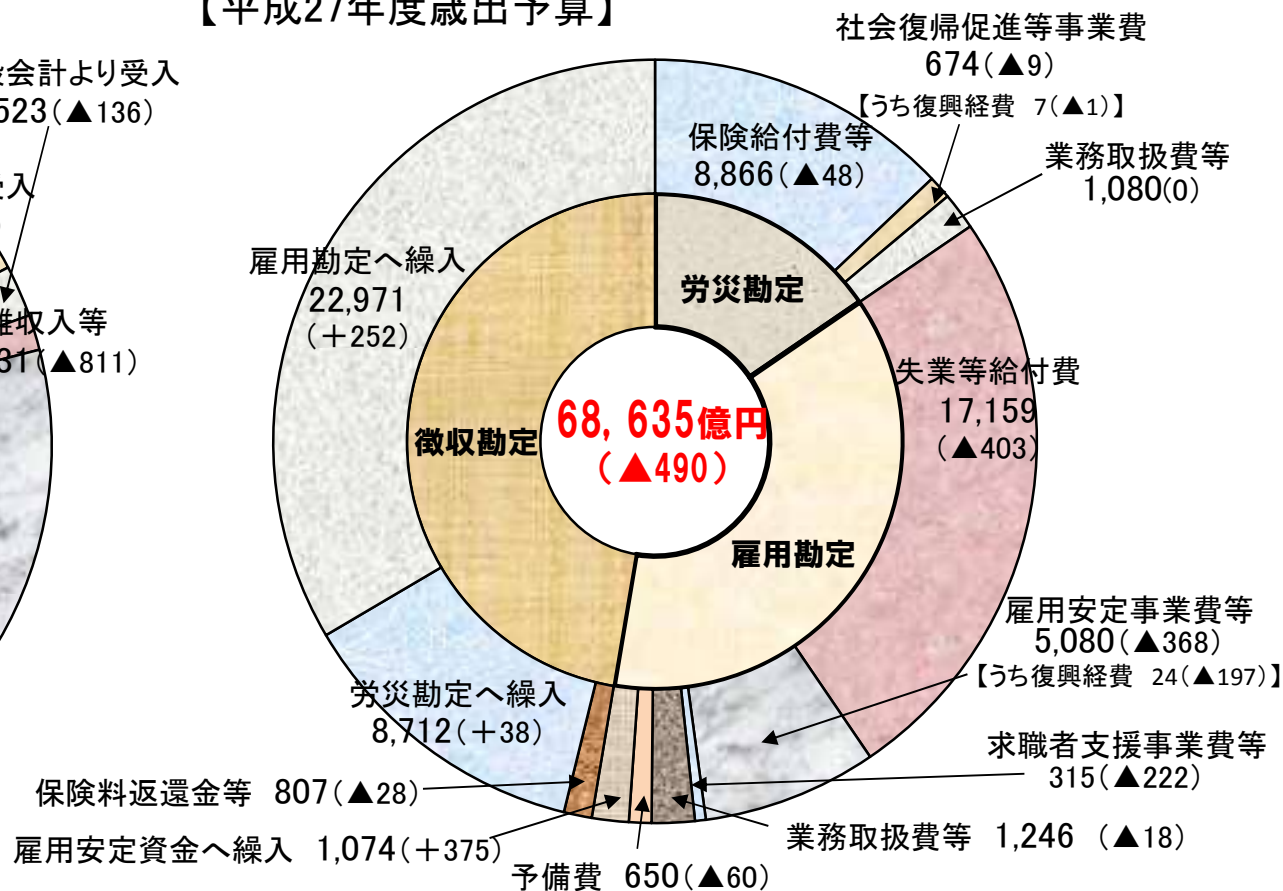
- ① ジャパン・キャンサーリサーチ・プロジェクト 162億円<機構>(一部再掲)
- がん医療の実用化を「がん研究10か年戦略」に基づき加速する。
 - アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発
 - ライフステージやがんの特性に着目した重点研究
 - 患者に優しい新規医療技術開発
- ② 脳とこころの健康大国実現プロジェクト 68億円<機構>
- 認知症・精神疾患等の克服に向けた取組を加速する。
 - 認知症コホートの全国展開
 - 脳機能の解明(脳全体の神経回路に関する構造と活動の網羅的解析)
- ③ 新興・再興感染症制御プロジェクト 58億円<機構41億円、インハウス17億円>
- 病原体全ゲノム情報等の集積・解析等を一層推進し、薬剤ターゲット部位の特定等に繋げる。
 - インフルエンザ、 - デング熱、 - 薬剤耐性菌、 - 下痢症感染症 ※エボラ出血熱等の発生に対しても適宜対応を図る。
- ④ 難病克服プロジェクト 96億円<機構>(一部再掲)
- 平成26年5月に難病の患者に対する医療等に関する法律が成立したことを踏まえ、研究開発を一層推進する。
 - 医師主導治験、及び治験移行を目的とした非臨床試験
 - 疾患特異的iPS細胞を活用した創薬等の研究

労働保険特別会計

【平成27年度歳入予算】



【平成27年度歳出予算】



(単位:億円)(対26当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
労災勘定	10,620 (▲57)	10,165 (▲54)	2,370 (▲28)
雇用勘定	25,525 (▲695)	25,254 (▲692)	7,981 (▲133)
徴収勘定	32,490 (+262)	807 (▲28)	807 (▲28)
特別会計全体	68,635 (▲490)	36,227 (▲774)	11,159 (▲188)

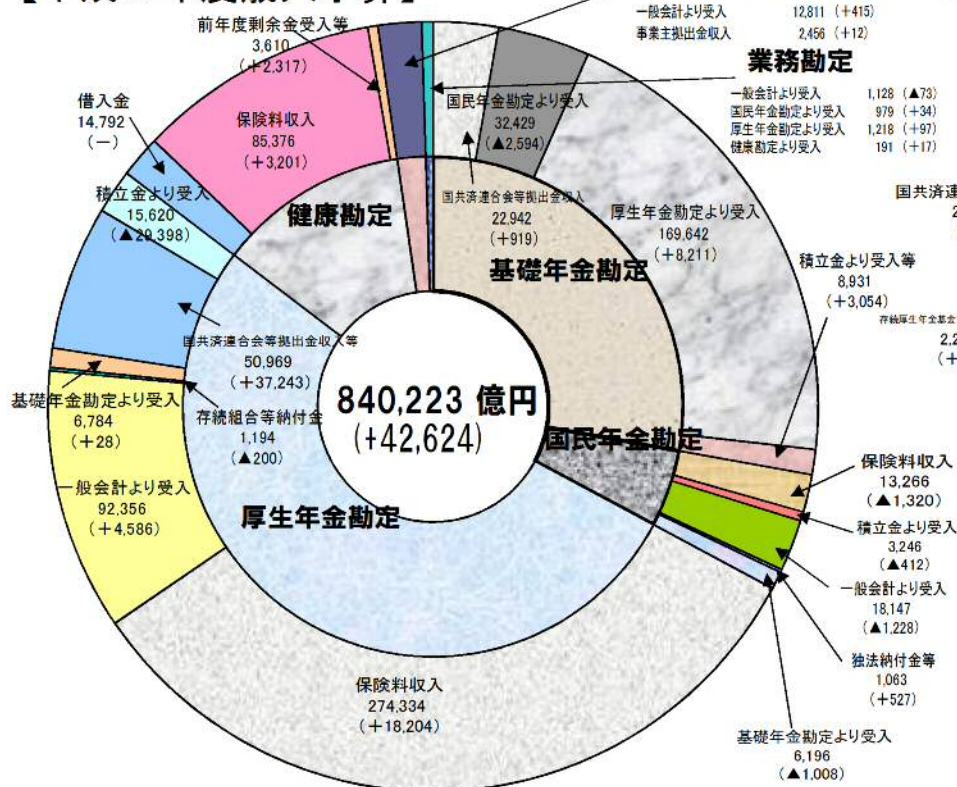
<主な歳出増減の内訳>

(対26当初)

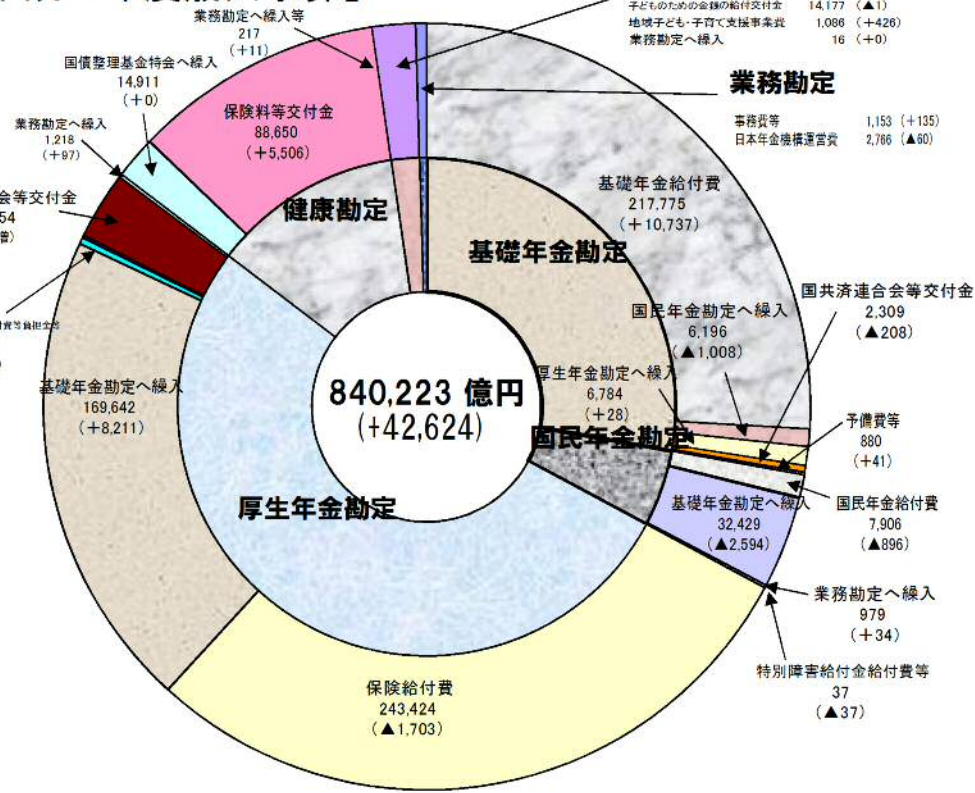
- 失業等給付費の減 (▲403億円)
 - ・ 現下の雇用情勢を踏まえた求職者給付の減 (▲752億円)
 - ・ 育児休業の取得促進を踏まえた育児休業給付の増 (+357億円)
- 雇用安定事業費等の減 (▲368億円)
 - ・ 雇用失業情勢の改善に伴う雇用調整助成金の減 (▲352億円)
 - ・ 執行実績を踏まえた高年齢者雇用安定助成金の減 (▲66億円)
 - ・ 円滑な労働移動を促進するための労働移動支援助成金の増 (+48億円)

年金特別会計

【平成27年度歳入予算】



【平成27年度歳出予算】



(単位:億円) (対26当初)

勘定別	歳出総額	歳出純計額	歳出純計額から国債償還費、社会保障費等を除いた額
基礎年金勘定	233,943 (+9,590)	220,954 (+10,569)	870 (+40)
国民年金勘定	41,919 (▲3,441)	8,511 (▲881)	567 (+52)
厚生年金勘定	441,345 (+30,459)	270,466 (+22,155)	1,084 (+49)
健康勘定	103,778 (+5,518)	88,676 (+5,501)	26 (▲5)
子ども・子育て支援勘定	15,315 (+428)	15,299 (+428)	180 (+121)
業務勘定	3,922 (+71)	3,918 (+74)	3,918 (+74)
特別会計全体	840,223 (+42,624)	607,823 (+37,845)	6,645 (+331)

<主な歳出増減の内訳>

(対26当初)

- 【基礎年金勘定】**
年金水準のプラス改定や基礎年金受給者の増加等に伴う基礎年金給付費の増 (+10,737億円)
- 【国民年金勘定】**
旧法国民年金受給者の減少等に伴う国民年金給付費の減(▲896億円)
- 【厚生年金勘定】**
被用者年金一元化に伴う実施機関への交付金の皆増(+23,854億円)
- 【健康勘定】**
健康保険料収入の増加等に伴う全国健康保険協会への交付金の増(+5,506億円)
- 【子ども・子育て支援勘定】**
子ども・子育て支援新制度施行に伴う地域子ども・子育て支援事業費の増(+426億円)
- 【業務勘定】**
社会保険オンラインシステムの運用及び見直しに必要な経費の増(+127億円)

各種資料については、計数整理の結果、異動を生ずることがある。